

令和3年第1回本部町議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	令和3年1月29日		
招 集 場 所	本部町議会議場		
開 閉 会 日 時 及 び 宣 言	開 会	令和3年1月29日	午前10時00分
	閉 会	令和3年1月29日	午前10時51分

※ 出席並びに欠席議員は下記のとおりである。

出 席 13 名 欠 席 0 名 欠 員 1 名

議席番号	氏 名	出席等別	議席番号	氏 名	出席等別
1	真 部 卓 也	出	9	具志堅 勉	出
2	崎 浜 秀 昭	〃	10	座間味 栄 純	〃
3	比 嘉 由 具	〃	11	松 川 秀 清	〃
5	小橋川 健	〃	12	喜 納 政 樹	〃
6	伊良波 勤	〃	13	宮 城 達 彦	〃
7	具志堅 正 英	〃	14	崎 浜 秀 進	〃
8	仲宗根 須磨子	〃	15	欠 員	

※ 会議録署名議員

1 番	真 部 卓 也	2 番	崎 浜 秀 昭
-----	---------	-----	---------

※ 地方自治法第121条の規定により、説明のため本会議に出席した者は次のとおりである。

町 長	平 良 武 康	副 町 長	伊野波 盛 二
教 育 長	知 念 正 昭	総 務 課 長	仲宗根 章
福 祉 課 長	安 里 孝 夫	健康づくり推進課長	平安山 良 信
建 設 課 長	宮 城 忠		

※ 本会議に職務のため出席した者

事 務 局 長	宮 城 健	主 任 主 事	仲宗根 農
---------	-------	---------	-------

議 事 日 程

1月29日（金）1日目

日程番号	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定の件
3	報告第1号	専決処分の報告について（もとぶ放課後児童クラブ（仮称）新築工事（建築）） (報 告)
4	議案第1号	令和2年度本部町一般会計補正予算について (議案説明・審議・採決)

○ **議長 崎浜秀進** ただいまから令和3年第1回本部町議会臨時会を開会します。

開 会（午前10時00分）

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりでございます。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって1番 真部卓也議員及び2番 崎浜秀昭議員を指名します。

日程第2．会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1月29日限りの1日間にします。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって会期は、本日1月29日限りの1日間に決定しました。

日程第3．報告第1号 専決処分の報告についてを議題とします。

本案について提出者の報告を求めます。町長。

○ **町長 平良武康** おはようございます。令和3年第1回本部町議会臨時議会におきまして、1件の報告と1件の議案を提出してございます。その内訳は、専決処分の報告が1件、令和2年度一般会計補正予算の議案が1件となっております。

説明につきましては、副町長、教育長並びに担当課長が説明をいたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ **議長 崎浜秀進** 建設課長。

○ **建設課長 宮城 忠** 報告第1号についてご説明いたします。

報告第1号 専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、下記事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定に基づき報告する。記、令和2年第7回本部町議会（臨時会）で議案第47号をもって議決をされた、もとぶ放課後児童クラブ（仮称）新築工事（建築）工事請負契約で請負代金額の契約変更について。令和3年1月29日提出、本部町長 平良武康。

次のページをお願いします。専決処分書。工事請負契約について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。記、もとぶ放課後児童クラブ（仮称）新築工事（建築）について、契約金額「5,060万円」を「5,480万5,300円」に変更し改定契約を締結する。ちなみに420万5,300円の増額となっております。

次のページをご覧ください。工事場所は、本部小学校校門入り口の左側になります。右側に変更数量表が記載されています。緑色で塗られている部分が芝張りになります。赤色で塗られている部分がフェンスになります。青色三角部分は門扉になります。水色は張りコンで雑草を抑える防草材の役目になります。黄色の部分は砂利敷きになります。請負業者は、有限会社全勝組となっております。以上で報告を終わります。

○ **議長 崎浜秀進** 質疑を行います。12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 課長、この黄色の砂利を、敷き固めですかね。これはどう使うんですか。駐車場ですか砂利を敷いて。そのまま砂利ですか。

○ 議長 崎浜秀進 総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 12番、喜納議員にご説明いたします。

黄色の部分は砂利敷きでございます。現在、建設中であります放課後児童クラブ、いわゆる学童でございますが、指定管理者側が12月の定例議会で決定いたしました。この部分、アスファルトにするか、あるいは砂利敷きにするか、あるいは土でやるかというふうにもいろいろ協議を重ねてきたところでありますけれども、まずアスファルトにすると今後の活用が、用途が限られてくるというのがひとつあります。なので、砂利敷きにしまして運営していく中で、例えば花壇が必要であるとか遊具を置きたいとか、そういったものに対応できるように今後進めながら、砂利でしたらどかして土にしたりもできますので、そのようなことで今回砂利敷きにして、用途があらゆる方向に対応できるようにということでこのようなことになっております。以上です。

○ 議長 崎浜秀進 12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 分かりました。これは駐車場と隣接していますが、この説明ではフェンスなどはないようですけれども、そのまま駐車場に隣接して、そのまま砂利敷きになるということなのか。そういった危険性などはないのか説明してください。

○ 議長 崎浜秀進 総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 12番、喜納議員にご説明いたします。

この図面を見ますと、駐車場が2台しかありません。川沿いから入るところに2台。職員用の駐車場がありませんので、職員用の駐車場をこの砂利敷きに行います。どこから入るのか等々、今から指定管理者側と協議します。なので、必要な部分は開けますけれども、車が入らない場所につきましては安全対策を当然講じますので、まずは仮のフェンスでちゃんと安全を確保します。今後は使って行って、やっぱりここはフェンスが必要というのであれば、ちゃんとしたフェンスを建てていくことになります。以上です。

○ 議長 崎浜秀進 12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 この登下校時の小学生の親の車とか、これが始まるとまた学童へ連れてくるということでまたここにも入る可能性がありますよね。そういった安全性をしっかり確保して、事故などが起こらないようにしていただきたいんですけれども、最後に、これは教育委員会の管轄ですか。福祉課の管轄ですか。そこら辺をどう考えているのか担当課に最後説明をお願いします。

○ 議長 崎浜秀進 福祉課長。

○ 福祉課長 安里孝夫 12番、喜納議員にご説明いたします。

今、12月に指定管理業者が決まりまして、その活用について協議しているところです。協議する中で、この砂利敷き詰め敷地がどういう形でできるかというのを今調整している段階で、向こうとして有効活用するのであれば、福祉課のほうがこの管理をする形になります。しないので

あれば、教育委員会という形になる段取りとなっております。以上です。

○ 議長 崎浜秀進 ほかに質疑ありませんか。9番 具志堅 勉議員。

○ 9番 具志堅 勉 先ほどの駐車場の件、満名川沿いに2台あるものですね、その入り口の手前ですけれども、雨が降るたびにグレーチング、排水に行くグレーチングですね、20センチ近くぐらいしかないんです。そこで、私も五、六回ほど葉っぱをよけて水たまりをなくしたことが何度もあるんですが、もう工事は済んでいるんですか。もしまだでしたらそのグレーチングを大きくして水がはきやすいような排水にさせていただきたいんですが、その辺はどうお考えでしょうか。

○ 議長 崎浜秀進 建設課長。

○ 建設課長 宮城 忠 9番、具志堅議員にご説明いたします。

その件については、また検討していきたいと思います。

○ 議長 崎浜秀進 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第1号 専決処分の報告についてを終わります。

日程第4. 議案第1号 令和2年度本部町一般会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 議案第1号 令和2年度本部町一般会計補正予算について。令和2年度本部町一般会計補正予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。令和3年1月29日提出、本部町長 平良武康。

次の次のページをお願いします。令和2年度本部町一般会計補正予算。令和2年度本部町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補正)第1条、歳入歳出予算の補正後の総額は、歳入歳出にそれぞれ1,604万円を追加し、歳入歳出それぞれ111億3,867万7,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

今回の補正予算につきましては、新型コロナウイルスのワクチン接種が開始される運びになりました。そのことからワクチン接種の構築に係る費用、そして事務費、ワクチン接種の医療機関への委託料などを計上しております。今回ワクチン接種に係る予算につきましては、全て国庫が充てられることになっております。それでは事項別明細書のほうで説明をいたします。

事項別明細の歳出から説明します。4ページ、5ページをお願いいたします。4款1項2目予防費でございます。5ページに今回ワクチン接種に係る費用を上げております。その中から幾つか説明をいたします。真ん中より若干下のほうに委託料がございます。その中のディープフリーザー設置委託料、ディープフリーザーとは超低温の冷凍庫でございます。その超低温の冷凍庫2台を本町は国から無償で譲渡されることになっております。その超低温冷凍庫2台分の設置に係る委託料でございます。設置には幾つか条件がございます、その条件をクリアするということ

で設置場所は町内の医療機関を予定しているところでございます。それが設置費用の委託料は50万円を計上しております。冷凍庫本体は国から無償で譲渡されます。続きまして、その下、システム改修委託料256万3,000円、こちらはコロナウイルスの予防接種に住民一人一人の予防接種の状況を正確に把握する必要がございます。そのため、個々のデータをシステム管理いたします。そのシステムの構築を行う改修の委託料でございます。このシステムを活用しまして、計画的な予防接種を行うこととなっております。そしてその下、ワクチン接種委託料1,132万4,000円、コロナウイルスのワクチン接種は1人当たり2回の接種が必要であります。今回、計上しております1,132万4,000円につきましては、本年の3月末までに接種される分でございます。なので、令和2年度分でございます。その内訳としましては、医療従事者約390人の2回分です。1人当たり2回分。なので、医療従事者は今年度で接種が終わるという見込みを立てております。そして65歳以上の高齢者約4,100人分の1回分も計上しております。そして高齢者の2回目の接種分、そして今言った以外の町民の方の接種は令和3年度の当初予算で計上することになっております。

事項別明細書の歳入をお願いいたします。2ページ、3ページでございますが、16款1項2目衛生費国庫負担金で1,132万3,000円、そして4目衛生費国庫補助金で467万3,000円、こちらが10分の10ということで、国から負担金と補助金が入ることになっております。それを財源にコロナウイルスワクチンの接種を行う計画を立てております。説明は以上です。

詳細につきましては、健康づくり推進課長からもう少し詳細な説明をさせていただきます。

○ 議長 崎浜秀進 健康づくり推進課長。

○ 健康づくり推進課長 平安山良信 総務課長からお話がありました、詳細についてご説明させていただきます。

本日お配りしました参考資料、A4の1枚の資料をご覧ください。4点あります。まず1点目、新型コロナウイルスワクチンに伴う補助事業についてであります。1つ目、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業。この確保事業につきましては、ワクチン接種をするために必要な体制を整備するための費用となっております。都道府県、市町村が実施する新型コロナウイルスワクチンの接種体制に係る費用が補助対象で、補助率は10分の10であります。令和3年9月末までに係る費用が対象となっております。対象となるものにつきましては、会計年度任用職員事務補助員の報酬とか保険料、また消耗品、接種券の郵送料とか、先ほど話がありましたワクチン接種に伴うシステム改修委託料、パソコンリース料、備品購入費などが該当しております。もう1点、新型コロナウイルスワクチン接種対策費。この部分につきましては、市町村が実施するワクチン接種に係る費用です。医療機関に委託するワクチン接種の委託料が補助対象となっております。これも補助率が10分の10であります。

2点目、新型コロナウイルスワクチンの接種方法についてでございます。原則、住民票所在地の市町村で接種を受けことになります。例外といたしまして、長期入院などやむを得ない事情による場合は、例外的に住民票所在地外でワクチン接種を受けることができるようになっております。また、接種方法につきましては、体育館などの施設を利用して集団で行う集団接種と、個別

の医療機関でワクチン接種を行う個別接種があります。なお、入院等によりまして接種会場に来庁できない方につきましては、医療機関と調整して巡回で対応する予定であります。

3点目、新型コロナウイルスワクチンの接種スケジュールについてでございます。2月から3月にかけて、先に医療従事者の皆様へのワクチン接種が始まります。その後、高齢者向けの接種が3月下旬から始まるということになっております。4月以降、基礎疾患がある方などの接種が始まりますが、それらについては国で優先順位等の検討が進められております。

最後に4点目、新型コロナウイルスワクチンについてでございますが、3種類の会社がワクチンを製造することとなっております。1つ目がファイザー社、2つ目がアストラゼネカ社、3つ目が武田／モデルナ社となっております。先にファイザー社のワクチンの薬事承認が下りる見込みになっておりまして、このファイザー社のワクチンを使って最初の時期は接種を行うこととなります。いずれのワクチンも2回接種で行います。以上です。

○ 議長 崎浜秀進 質疑を行います。5番 小橋川 健議員。

○ 5番 小橋川 健 今の説明を受けて幾つか質疑させていただきたいと思えます。

この新型コロナウイルスのワクチンの接種方法、2番のところなんですが、報道とかでもありますとおり、また体育館などの施設を利用してワクチン接種を行う集団接種と個人接種があるというのを私も認識しておりますが、この体育館というのは、本部町の場合、例えば町民体育館もございまして、一般の学校の体育館もございまして、今、町としてはどういう方向で考えているのかという点と。さらに、基本的にこのワクチン接種の集団接種と医療機関での接種というのは選択できるのか。今の感じでは入院ということの文言しかなかったんですけども、例えばの場合、65歳以上の方が自分が今通っているかかりつけ医のところ受けたいと、そういう場合はそういう選択もできるのか。その辺、2点お聞きしたいと思えます。

○ 議長 崎浜秀進 健康づくり推進課長。

○ 健康づくり推進課長 平安山良信 5番、小橋川議員にご説明いたします。

まず、集団接種の接種会場でございますが、議員おっしゃるとおり、本町といたしましても町民体育館をはじめ、町内に学校の体育館等がありますので、体育館を中心に会場を選定したいということで今進めております。また具体的にどの場所というのはこれからでございますが、町内の公共施設、体育館を中心に選定に動いているという状況でございます。

あと2点目の集団接種と個別接種が選択できないのか。また、高齢者など自分が通っている主治医のところとか、そういったところで打ちたいというお話なんですが、このコロナウイルスにつきましては、各医療機関も接種した経験がなくて、今マスコミ等でもいろいろ取り上げられておりますが、副反応が出やすいだろうという話がありまして、医師会からの説明によりまして、まずは集団接種を中心に各市町村で進めていきまして、その中に医師会から医師、看護師を派遣していただくのですが、先生方にも経験を積んでいただいて、ある程度できるようになった段階で個別接種も併用していけるんじゃないかというようなお話でした。すぐ用意ドンで集団接種と個別接種が並行してできるというのはちょっと難しいと思えます。また、基礎疾患がある方は、

その病院で受けられるということもうたわれていますので、ただ、それは医療機関の準備態勢がありますので、そういう形になっております。以上です。

○ 議長 崎浜秀進 5番 小橋川 健議員。

○ 5番 小橋川 健 説明ありがとうございます。やはり課長がおっしゃっていたとおり、接種してから経過観察の時間も必要だということをお伺いしているので、やはりある程度のスペースがないとできないということは私も認識していますし、体育館を使うというのは、確かに今の時点では最善の方法だと思いますが、おっしゃるとおり、やはり今、世間でもいろいろ報道で騒がれているように、受けたくない人も出てくると思うんです。さらに体育館とかということになると、いっぱい人がいる中に行っても受けたくないという方も出てくると思いますので、課長のご説明のとおり、やはり接種する方の技能が上がって、各本部町内の医療機関でもできるようになれば、接種率というのも上がってくると思いますし、当面この接種するという人の接種率ですね、やはり問題が出てくると思うんですよ。その辺を各医療機関と密に話をしながら、本部町独自の対策を取っていきながら、町民100%はなかなか難しいと思いますけれども、それを目指して頑張ってくださいようお願いしたいと思います。以上です。

○ 議長 崎浜秀進 ほかに質疑ありませんか。2番 崎浜秀昭議員。

○ 2番 崎浜秀昭 65歳以上が4,100人ということで、1回目接種できるということなんですが、先ほど小橋川議員も言っていたことなんですが、これは副反応を心配したり、受けたくないという人も結構いるんですよ。だからこういった人たちは強制なのか。もし受けなかったときにみんなから批判される可能性もあるんじゃないかと、そこら辺を心配するんですけども、これは強制なのかどうかということをお伺いします。

○ 議長 崎浜秀進 健康づくり推進課長。

○ 健康づくり推進課長 平安山良信 2番、崎浜議員にご説明いたします。

これは強制ではありませんので、本人の受けるという意味が必要になります。強制ではありません。以上です。

○ 議長 崎浜秀進 9番 具志堅 勉議員。

○ 9番 具志堅 勉 先ほど予防接種、国の10割補助ということなんですが、1人当たりの金額を知りたいものですから説明を求めます。

それともう1点、関連ですので。コロナにかかった場合のPCR検査の個人負担、それと濃厚接触者の場合の金額とは大分差があったような気がしますので、その辺の説明も求めます。

○ 議長 崎浜秀進 健康づくり推進課長。

○ 健康づくり推進課長 平安山良信 9番、具志堅議員にご説明いたします。

まず費用についてでございますが、1人当たり、医療機関に支払う金額ですが、税込みで2,277円となっております。また6歳以下はこれに幾らか加算されることとなっております。

あともう1点、PCR検査についての件でございますが、現在、町内の医療機関にPCR検査の機械は整備されまして、個人で検査することが可能となっております。その費用につきまして

病院に確認したところ、個人負担は大体1万円程度かかるという話を聞いております。濃厚接触者等になりまして、保険診療で検査が受けられる場合になったとき、おおよそ1,500円程度かかるということで話を聞いております。残りは保険という形になります。以上です。

○ 議長 崎浜秀進 9番 具志堅 勉議員。

○ 9番 具志堅 勉 今、国の補助ということをお伺いしましたが、これは1回2,277円で、2回目も同じく出るということで理解してよろしいですか。

○ 議長 崎浜秀進 健康づくり推進課長。

○ 健康づくり推進課長 平安山良信 9番、具志堅議員にご説明いたします。

1回2,277円、2回打ちましても同じ金額がかかります。

○ 議長 崎浜秀進 1番 真部卓也議員。

○ 1番 真部卓也 私もちょうと接種方法、集団接種のほうで確認したいことがあります。特に一般の方が受けるときになると、集団接種のとき、多分混雑したりすることが予想されているんですが、体育館などで行うということでしたが、混雑を避けるための対策とかを考えているのかということと、接種する時間というのは決まっているのか伺いたいと思います。

○ 議長 崎浜秀進 休憩します。 休憩（午前10時30分）

再開します。 再開（午前10時30分）

健康づくり推進課長。

○ 健康づくり推進課長 平安山良信 1番、真部議員にご説明いたします。

まず集団接種で会場が混雑しないようにする対策についてでございますが、現在、予約制でやることを予定しております。少なくとも前日までに予約を受けて、どうしても会場は時間帯、スペースがありますから、多くの人々が来たときにワクチンの準備とか、これは医療期間で保管しているものを集団接種の会場まで運ぶ必要があります。前日から解凍したりとか準備もありますので、少なくとも前日までには予約を受けて、その分のワクチンを準備して当日接種する形にしますので、それでその中で時間帯をふるか、それはまた細かく調整していきたいと思っております。対策としましては予約制でやるということです。飛び込みではできないということでもあります。

あと、接種の時間帯についてでございますが、現在、集団接種につきましては、北部地区医師会から医師と看護師を派遣してもらうということで調整を進めています。それにつきましては、北部地区の先生方が派遣される形になりますが、先生方の病院が休診とか休みのときになります。医師会からは水曜日、木曜日の午後とか、土曜日、日曜日だったら1日とか、そういう形で考えているという話がありまして、接種の時間帯につきましては、午後の2時から4時ぐらいになるだろうということで見込んでいます。健康観察の時間等も必要になりますので、3時間程度の半日でやっていきたいと思っております。以上です。

○ 議長 崎浜秀進 ほかに質疑ありませんか。12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 お伺いしたいと思いますが、このワクチン接種に関して、対象は何歳から何歳までなんですか。ちょっと分からないので教えていただきたい。それによってどの程度の人

数になるのか。期間は、これは9月末までの経費というのがあるので、恐らく9月末までにと考えているのかなと思いますが、そこら辺もありますので、どの程度の対象人数を考えているのか。まずそれを聞きます。

○ 議長 崎浜秀進 健康づくり推進課長。

○ 健康づくり推進課長 平安山良信 12番、喜納議員にご説明いたします。

まず対象者についてでございますが、国から未成年の接種の基準についてまだ示されておられませんので、我々としましては、当初予算において全ての住民が接種できるように予算を確保していきたいと思っております。接種費用については6歳以下が、加算があるとかそういうものも出ていますので、とりあえず希望者がいれば全て受けられるように進めていきたいということで考えております。細かい基準はまだ出ていないです。以上です。

○ 議長 崎浜秀進 12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 今、課長の説明があったとおり、全ての町民が対象となると考えていいと思いますが、そうなったときに、じゃあ場所はどこでやりますかというのを、今体育館とありましたが、検討中ということだったので、恐らく小中学校の体育館でやることにはならないでしょう、どう考えても。考えれば町民体育館になるのかなと思うんですが、そうなったときに全町民ができるだけの体制をしっかりとつくりたいといけません。これは自由ですよ、受ける受けないというのは。しかし、町としては町民全体で受けられる体制づくりというのが必要だと思っております。そうなったときに、1日何人やるんですかとか、1日何時間やるんですかというのはしっかり想定しないとイケない。それも詳細なので、これから多分詰められていくと思いますが、町としては、そういった体制づくり、これは今、1人だけの任用職員が補正されていますけれども、どのような体制で行っていくのか説明を願います。

○ 議長 崎浜秀進 健康づくり推進課長。

○ 健康づくり推進課長 平安山良信 12番、喜納議員にご説明いたします。

議員おっしゃるとおり、町としましても希望する全ての町民がスムーズに接種できるように今考えております。本町としましては、国の体制整備の事業補助金を使いまして、予約をする会計年度任用職員を2人、また受信したものが町に戻ってきますので、それを町のシステムに打ち込んで管理していかないとイケないというのがあります。そういった職員で3名、5名の会計年度任用職員を雇用して、しっかり町としてやっていきたい。また各課、連携して会場設営、またそういった集団接種の会場の役割分担とか、そういったものを考えております。以上であります。

○ 議長 崎浜秀進 12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 この補正予算はすぐにでも通さないといけません大事な補正予算ですので、そこら辺の執行を速やかに行ってほしいんですが、最後に町長、当局として、町として町民のコロナウイルスの感染防止やワクチンの接種に関してしっかり町長を先頭にやってほしいと思うんですが、町長の見解をお伺いしたいと思います。

○ 議長 崎浜秀進 町長。

○ **町長 平良武康** 現状のコロナ禍における健康への対応、そして経済への対応というものを考えたときに抜本的なその対応をどうするかというようなこととなります。そういった観点から考えたときに、このワクチンの接種というのはとても重要な業務になろうかと思っております。厚労省のほうからも全庁体制で取り組むようにというような通達もございます。当然ですけれども、本町としても町長を先頭にプロジェクトチームも後ほどつくりながら、このワクチンの対応についてはどの業務よりも優先に対応していきたいと考えております。先ほどからご議論がありますけれども、まだこの作業というのは誰もやったことがない未知の作業でございます。現状のところ、医療機関等へも私は何遍か直接出かけて、その対応について意見交換、そして助言も得ております。そして先般は北部地域の全首長と、そして医師会との意見交換もございました。医師会のほうに対しましては、私のほうからは、この業務に対しては全面的に医師会のほうからのバックアップもお願いしますというようなことの強い要望を出しております。医師会の力をお借りしながら、そして同時にまた、現場については先ほども真部議員からもありましたけれども、駐車場の管理、そして室内に入ってからへの対応等、いろいろございますので、そういった面を具体的に想定しながら、安全安心の体制の中でこの接種の業務を続けていきたいと思っておりますので、議員各位のご協力も得ながらやっていきたいと、このような思いをしておりますので、どうか今後ご協力をよろしくお願いいたします。

○ **議長 崎浜秀進** 11番 松川秀清議員。

○ **11番 松川秀清** ワクチンの種類が3種類ありますけれども、報道の中でどのほうが効き目がいいとかという報道が出てくると思います。それを選ぶことができるかどうかお伺いします。

○ **議長 崎浜秀進** 健康づくり推進課長。

○ **健康づくり推進課長 平安山良信** 11番、松川議員にご説明いたします。

今、国は3つのメーカーとワクチンについていろいろ協定を結んで確保に努めておりますが、最初に薬事の承認が下りるのがファイザー社の見込みでありまして、当面はファイザー社のワクチンを使うこととなりますので、町民の皆様がワクチンを選ぶということは当初のうちはできないようになっております。以上です。

○ **議長 崎浜秀進** 7番 具志堅正英議員。

○ **7番 具志堅正英** 先ほどワクチンの接種金額についてありましたけれども、6歳以下が加算されるということですが、その金額がどれぐらいなのか。あと受診券を発送するということが、仕事や学業等で住所は本部町にあるけれども、実際住んでいるのは他の市町村にいらっしゃる。そういう方々のワクチンの接種はどうするのか。それとアレルギーとか持病を持っている方々への説明はどうするのか。その3点をお願いします。

○ **議長 崎浜秀進** 健康づくり推進課長。

○ **健康づくり推進課長 平安山良信** 7番、具志堅議員にご説明いたします。

まず初めにご質疑がありました6歳未満の加算の話ですが、税抜きで660円の加算をするものとするということで国はワクチン接種の費用について説明しております。税抜きで660円です。

あと接種券の発送についてでございますが、仕事とか学生で、今本町にいないと。本町に来られない方につきましては、先ほど申しあげました特例等の措置がありますので、相談していただきまして、その住所地外の市町村で受けることも可能になっております。

あと3点目のアレルギーなどの疾患がある方についてでございますが、接種会場にて医師のほうで予診を取ります。どういう状況ですかと。その中でアレルギーがあるとか、その日の体調が悪いとか、そういうものを医師が判断しまして接種させるかさせないかというのを決めていきます。また、基礎疾患がある方につきましては、その医療機関が対応できればその病院でもできますので、その先生に相談してやるということも可能になっています。以上です。

○ 議長 崎浜秀進 7番 具志堅正英議員。

○ 7番 具志堅正英 今、アレルギーの基礎疾患、もし反応が出た場合、その反応が出た時点での対応というのはどういうふうに考えているか。

○ 議長 崎浜秀進 健康づくり推進課長。

○ 健康づくり推進課長 平安山良信 接種後に副反応が出た場合の対応についてでございますが、集団接種の会場で副反応が出た場合ですが、今、北部地区医師会のほうで救急セット、そういうもしものときの救急セットを持って集団接種に臨むということになっています。会場にそういったものを持ってくる。また医師会のほうからも市町村のほうに、地域の消防等に要請して救急救命士、そういった方を当面の間は配置してほしいと。そういう説明もありましたので、我々は消防組合でも調整しながら、何かあればすぐスムーズに対応できるような体制を取っていきたいと考えております。以上です。

○ 議長 崎浜秀進 町長。

○ 町長 平良武康 私のほうから、具志堅議員にお答えいたしますけれども、町民が例えば体育館においでになりますね。そうしたらすぐワクチンを接種するものではありません。問診をします。要するにアレルギーがあるのかないのか、打っても大丈夫なのかどうなのかといったようなことを、まずは問診をするわけです。問診をして大丈夫なんだといったようなことの状態を確認してワクチンを接種するわけです。その後に約30分ほど健康観察といったようなことで、ずっと滞留し待っておくんですね。そしてベッドがあります。気分が悪くなったらベッドに寝かせて、そしていつでも病院のほうにも救急で対応できるような、そういった安全の確保については万全のシステムで対応するというようなことでございますので、より多くの町民が安心して接種できるような体制を取るわけですから、そういった意味で議員各位のほうからもみんなと一緒にやろうというような呼びかけなどもお願いできればと思っております。できるだけ受診率が高いような状況をつくり上げることができればなどこのように思っております。

○ 議長 崎浜秀進 7番 具志堅正英議員。

○ 7番 具志堅正英 ちょっと休憩でいいですか。

○ 議長 崎浜秀進 許可します。休憩します。

休 憩 (午前10時47分)

再開します。

再 開 (午前10時49分)

健康づくり推進課長。

○ **健康づくり推進課長 平安山良信** 先ほど答弁した中で加算の話がありました。その中で6歳以下と6歳未満と両方の言葉で説明してしまったんですが、正しくは6歳未満となります。訂正いたします。失礼いたしました。

○ **議長 崎浜秀進** ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第1号 令和2年度本部町一般会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第1号 令和2年度本部町一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

議決事件の議事整理についてお諮りします。会議規則第45条の規定により、第1回本部町議会臨時会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に一任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって本臨時会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に一任することに決定しました。

本臨時会に付された事件は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和3年第1回本部町議会臨時会を閉会します。

閉 会 (午前10時51分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

本部町議会議長 崎 浜 秀 進

本部町議会議員 真 部 卓 也

本部町議会議員 崎 浜 秀 昭